

介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項
[（介護予防）訪問看護]

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
1 看護師等	①看護師等が必要数配置されていなかった。	→常勤換算方法で2.5人以上配置してください。 →始業・終業時刻はタイムカード等、客観的に確認できる記録としてください。

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
1 運営規程	①利用料が全ての自己負担割合に対応していなかった。 ②交通費が明確に記載されていなかった。 ③従業員の員数が基準を満たしていない数で規定されていた。	→利用料は全ての自己負担割合に対応するよう規定してください。 →交通費を徴収する場合は、実費相当額を規定してください。曖昧な表現はせず、「自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmあたり〇〇円」とするなど、具体的に規定してください。 →人員基準を満たしていることがわかるよう規定してください。
2 重要事項説明書	①重要事項説明書に記載する項目が不足していた。 ②交通費が明確に記載されていなかった。	→平11老企第25号で例示されている項目（運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）については必ず記載してください。 →報酬改定があった際には、利用料金に変更がないか確認し、適切に修正してください。 →1②のとおり、適切に対応してください。

項目	事業所の状況	指導内容
	③運営規程に規定していない費用を記載していた。	→利用者から徴収する費用については、運営規程で規定してください。
3 重要事項の掲示	<p>①利用者等が見やすい場所に重要事項を掲示していなかった。</p> <p>②掲示している重要事項に市区町村の苦情相談窓口が記載されていなかった。</p>	<p>→運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要なことは、相談室や玄関など、利用者等が見やすい場所に掲示してください。</p> <p>なお、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。</p> <p>→この掲示には、苦情相談窓口も記載してください。市区町村の苦情相談窓口は、運営規程で定める通常の事業の実施地域の市区町村（さいたま市は該当する区ごと）すべての介護保険担当課名・電話番号を記載してください。</p>
4 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	<p>①アセスメントを実施していない。または、実施した記録がなかった。</p> <p>②訪問看護計画書の作成前にサービスを提供していた。</p> <p>③利用者等の同意を得る前にサービスを提供していた。</p>	<p>→訪問看護計画の作成にあたっては、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにしてください（アセスメント）。また、アセスメントを実施したことがわかるよう記録を残してください。</p> <p>→主治医からの指示書をもらう前にやむを得ずサービス提供を実施する場合、他の方法により主治医の指示を確認しその旨を記録してください。</p> <p>→訪問看護計画の説明及び同意はサービス提供前に実施してください。</p>

項目	事業所の状況	指導内容
	④主治医の指示範囲を超えた内容で訪問看護計画の変更を行っていた。	→利用者の状態が変化した等の理由により、既出の主治医の指示範囲を超えた内容で訪問看護計画の変更の必要が生じた場合には、改めて主治医の指示を受け、当該指示を踏まえた内容で作成してください。
5 利用料等の受領	①領収書に医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載していなかった。	→医療費控除額及び居宅介護支援事業者を漏れなく記載してください。

3. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
1 緊急時訪問看護加算	①居宅サービス計画の変更が確認できなかった。 ②算定月の初回に係る緊急時訪問について、早朝・夜間、深夜加算を同時に算定していた。	→実際に訪問した場合には、居宅サービス計画の変更が必要なので、漏れなく対応してください。 →緊急時訪問加算の算定を行った場合には、早朝・夜間、深夜加算は算定できません。ただし、特別管理加算を算定する状態の者に対する1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜加算を算定できます。
2 ターミナルケア加算	①ターミナルケアを計画に位置付けていなかった。 ②記録すべき内容に漏れがあった。	→ターミナルケアを訪問看護計画に位置付けてください。また、主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に説明し、同意を得たうえでターミナルケアを行ってください。 →利用者の身体状況の記録だけでなく、その変化に対する看護、家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過等についても訪問看護記録書に記録してください。

項目	事業所の状況	指導内容
3 退院時共同指導加算	①初回加算を同時に算定していた。	→退院時共同指導加算と初回加算は同時に算定できません。
4 看護・介護職員連携強化加算	①たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応について助言を行っていなかった。	→訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応について助言を行ってください。 その上で訪問介護員等に同行し、実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定できます。